

水産物情報等の提供・二次利用ガイド

平成 25 年 6 月

特定非営利活動法人

ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム

目次

第Ⅰ部 共通編

1 本ガイドについて	1
1.1 本ガイドの目的と使い方	1
1.2 本ガイドで使用する主な用語の定義等	2
1.3 本ガイドの想定利用者	3
1.4 本ガイドの対象範囲	3
2 水産物情報等の提供及び二次利用の内容	5
2.1 水産物情報等のニーズを通じた連携促進	5
2.2 水産物情報等の提供及び二次利用のパターン	7
2.3 水産物情報等の法律上の対応	11

第Ⅱ部 情報提供編～水産物情報等の提供に取り組む方々へ～

1 水産物情報等の保有者における情報提供のメリット	13
1.1 水産物情報等のオープン／クローズド別に見た情報提供のメリット	13
1.2 取引形態別に見た情報提供のメリット	14
2 水産物情報等の提供における留意点	16
2.1 情報の提供範囲（クローズド／オープン）による留意点	16
2.2 情報の相手先による留意点	17
2.3 提供対象となる水産物情報等の種類による留意点	17
2.4 トレーサビリティ目的での情報提供における留意点	19

第Ⅲ部 二次利用促進編～水産物情報等の利用者向けサービスに取り組む 方々、及び水産物情報等を利用する方々へ～

1 二次利用における水産物情報の活用メリット	20
1.1 二次利用における情報サービス事業者の水産物情報の活用メリット	20
1.2 二次利用における情報サービス利用者の水産物情報の活用メリット	20
2 水産物情報の二次利用における情報サービス事業者における留意点	22
2.1 情報提供者と情報サービス事業者の契約等における留意点	22

2.2 情報サービス事業者との情報サービス利用間の取り決めにおける留意点	23
2.3 情報提供の相手先による留意点	23
2.4 水産物情報・データの種類等に伴う留意点	23
2.5 データコードに関する留意点	25
3 水産物情報等の二次利用における情報サービス利用者における留意点	26

参考資料

- 【参考1】水産物情報等の提供及び二次利用の事例
- 【参考2】関連する法令、他のガイド及びガイドライン等との関係
- 【参考3】水産物情報等における一次利用と二次利用
- 【参考4】水産物情報等のマッシュアップでの利用イメージ
- 【参考5】水産物情報の提供及び二次利用の対象となる水産物情報等・データ等
- 【参考6】水産物情報に関する知的財産法上の取り扱い
- 【参考7】水産物情報利用規約例（民間事業者からのオープンでの利用用途での提供がなされた場合の、情報サービス利用者との利用規約例）

第Ⅰ部 共通編

1 本ガイドについて

1.1 本ガイドの目的と使い方

(1) 本ガイドの目的

食品に携わる事業者等が、ある目的の用途で作成・収集・保存した食品に関する情報を、それらの主体がもともとの目的の用途で利用（以下、「一次利用」）する場合や、これを情報サービス事業者に提供して、他の事業者・一般消費者・行政が情報サービス事業者を通じて利用する（以下、「二次利用」）ことにより、幅広い便益が期待される。

例えば、生産者が記録する生産情報（生産地、生産者、品名、日付、生産量等）を受け取り、加工・流通業者が必要に応じて加工・流通過程の情報と組み合わせて第三者に提供することにより、消費者や行政機関が産地等、表示の偽装が行われていないことを確認できる。従来はこのようなトレーサビリティという目的の検討も多くなされてきた。

また、生産情報を提供して消費者への食品の魅力向上（例えば鮮度の高さ等をわかりやすく示す）、かつ消費地の需要者や消費者と直接取引することにより、生産者がより高収益化を図ることもできるのではないかと考えられる。さらに、消費者からの情報（購入した食品の感想、嗜好等）や、流通状況に関する情報を生産者が活用する可能性も考えられる。さらに広く情報を提供したり、オープンデータ化を図ることにより、新しいビジネス機会の創出にも寄与することが考えられる。

一方で、本来の目的で食品情報を作成・収集・保存する事業者が、情報サービス事業者を通じて第三者に提供し、二次利用を可能にする際の留意点（例：個人情報や企業秘密の保護）もある。

本ガイドでは、水産物情報を中心に、これに関連する情報も含めた水産物情報等の提供と具体的な活用（二次利用）の可能性を検討し、併せて情報提供及び二次利用をするに際してのメリットや留意点等を示すことで、水産物情報等の提供及び二次利用を促進し、水産物情報等を活用することによる様々な便益等の向上を図ることを目的とする。

(2) 本ガイドの使い方

本ガイドでは、水産物情報等を保有する人、及びこの情報の提供を受けて二次利用しようとする人が、次のような利用を行うことを想定している。

第一に、水産物情報等の提供や二次利用の際に、そのメリットとしてどのようなことがあるのかを確認することで、具体的な提供や二次利用の進め方や効果を検討するために用いることを想定している。

第二に、水産物情報等の提供及び二次利用の際に、不測の損害が生じ、あるいは不都合等が生じないようにするために、どのような点について留意すべきなのかを確認するために用いることを想定している。

1.2 本ガイドで使用する主な用語の定義等

(1) 用語の定義

本ガイドで使用する用語の定義を図表 1 に示す。

図表 1 本ガイドで用いる用語の定義

用語	定義
水産物情報	魚種名、漁獲海域又は水揚げ港・生産地、原産国、冷凍(解凍)・生鮮の別、重量等水産物に関する基本的な情報並びに当該水産物のロットの特定に必要な情報
水産物情報等	水産物情報のほか、水産物の生産、流通、加工、輸送等に関わる情報、及び水産物の消費者における情報、統計情報、市況情報、資源管理情報、調理・レシピ情報等の情報
情報の保有	水産物情報等を保有すること
一次利用	水産物情報等を保有する者が、自己の利用目的で、作成・利用・管理すること
二次利用	情報保有者が情報サービス事業者等に対して保有する水産物情報等を提供し、この情報サービス事業者等が、加工するかを問わず利用者に対して情報提供を行うこと
情報保有者	水産物情報等を保有する者
情報サービス事業者等	情報サービス事業者等とは、情報サービス事業者（二次利用において情報保有者から情報の提供を受け、これを情報保有者もしくは第三者に情報サービスを提供する者）のほか、情報サービスを自ら提供する情報保有者を含めた者等
情報サービス利用者	二次利用において、情報サービス事業者を通じて、水産物情報等の提供を受ける者
データ	水産物情報等を電子化したもの

(2) 本ガイドにおける提供及び二次利用について

本ガイドにおける一次利用と二次利用の関係を水産物情報等の保有者、情報サービス事業者等、情報利用者の間でどのように位置づけられるかを示したものが、図表 2 である¹。

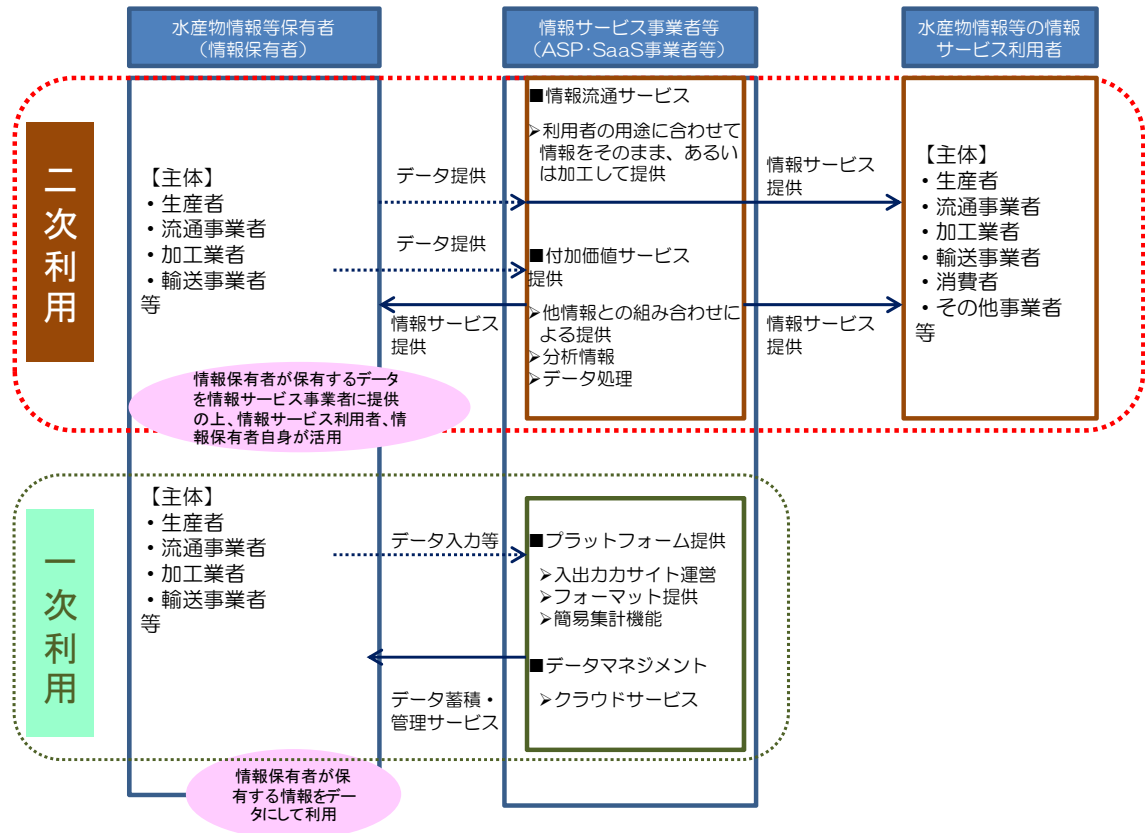
通常、二次利用では、情報保有者から提供を受けた情報に対して、情報サービス事業者等において、付加価値を生じさせて、情報サービス利用者等への情報提供を行う。

しかし水産物情報等の場合には、情報保有者から提供を受けた情報を、そのまま提供することが必要となるケースもある。すなわち、食の安全や安心を図るためには、産地からの情報を、変更を加えないで消費者に提供しなければならないケースがある。

このように水産物情報等の二次利用においては、前者のような付加価値重視型の二次利用と、後者のような流通重視型の二次利用の形が存在することが特徴として挙げられる。

¹ 水産物情報等を活用した具体的な場面の説明については、巻末【参考3】参照。

図表 2 水産物情報等の一次利用と二次利用の概念図



1.3 本ガイドの想定利用者

水産物情報等の保有者とは、水産物情報等をある目的で収集、利用、管理する者をいう。従って水産物情報等の保有者が全て対象となる。具体的には、生産者から流通、加工、運送等水産物に携わる各事業者のほか、消費者やその他の情報を保有する者、行政機関等も含まれる。

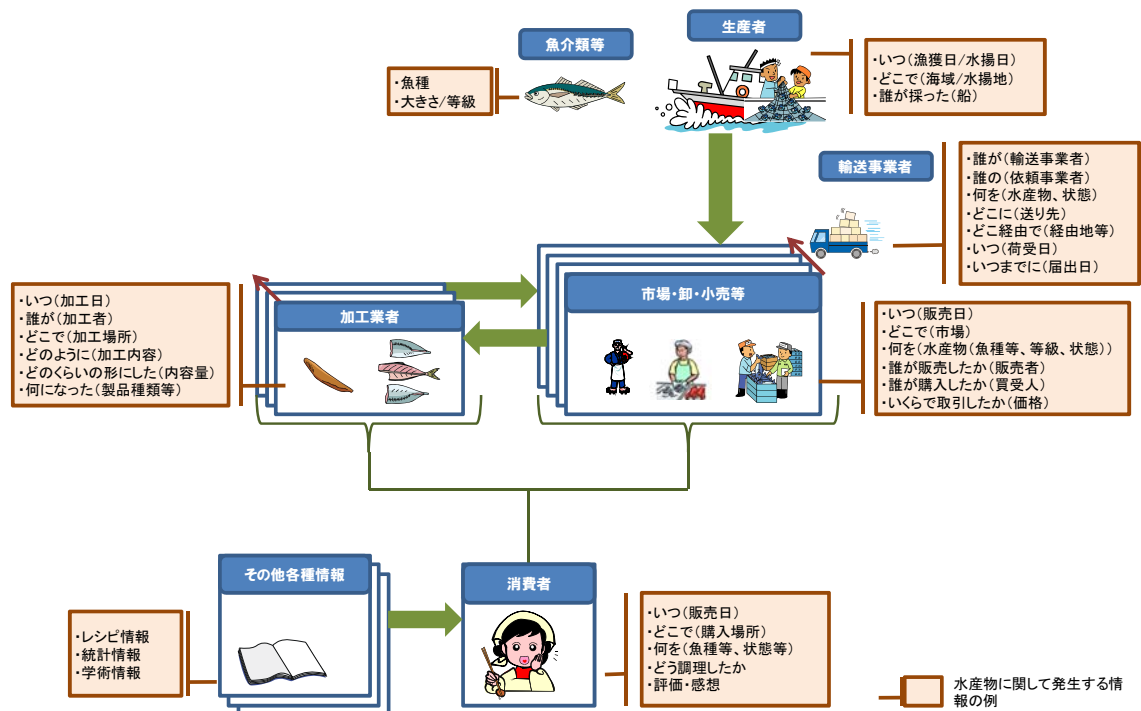
また、水産物の場合には、生産から消費に至るまで、様々な場面でイベント（売買、加工、運送、消費等）が発生し、その場面ごとで情報が発生し、それらが連鎖関係にあるものが多い。そのため二次利用における情報サービス利用者が情報の保有者に転じるケースが多くみられるという特徴がある（情報サービス事業者により提供された情報に、情報サービス利用者が自社の取引に関する情報を加えて付加価値をつけ、これを情報サービス事業者に提供する場合等）。

1.4 本ガイドの対象範囲

本ガイドで対象とする情報は、水産物に係る情報一般とする（水産物情報等）。水産物に係る情報は、魚介類等の水産物自体の情報のほか、生産（漁猟・養殖）に関する情報、水産

物の取引や物流、加工に関する情報、水産物を消費した消費者による情報等、多岐にわたる（図表 3）。

図表 3 水産物情報等のイメージ



なお本ガイドで対象とする水産物（魚介類）は、国内で生産されたものに限定する。

本ガイドで取り扱う水産物情報等は、魚介類や、加工された食品等、水産物自体の情報（狭義の水産物情報）のほか、最終的に消費等に至るまでのイベントから構成されるものとする。また取引をする者による評価や、あるいは消費者による食後の感想等、評価に関する情報も含まれる。

さらに、例えばある魚のレシピに関する情報等、個別の水産物には直接紐づかない情報であっても、消費者の購買や感想等との関係で、重要な役割を果たす。また個別の取引情報から統計的に処理をして、市況情報等が作成される。（水産物情報等の考え方の詳細は巻末【参考5】参照）。

2 水産物情報等の提供及び二次利用の内容

2.1 水産物情報等のニーズを通じた連携促進

水産物情報等の提供及び利用に関する各種ニーズを通じて新たな連携の可能性が考えられる。以下では、（１）情報の提供者側のニーズと二次利用による情報利用者のニーズを連携することの可能性と、（２）情報サービスにおけるマッシュアップによる連携の可能性、（３）標準的なデータ提供・交換方法を用いることによる可能性を紹介する。

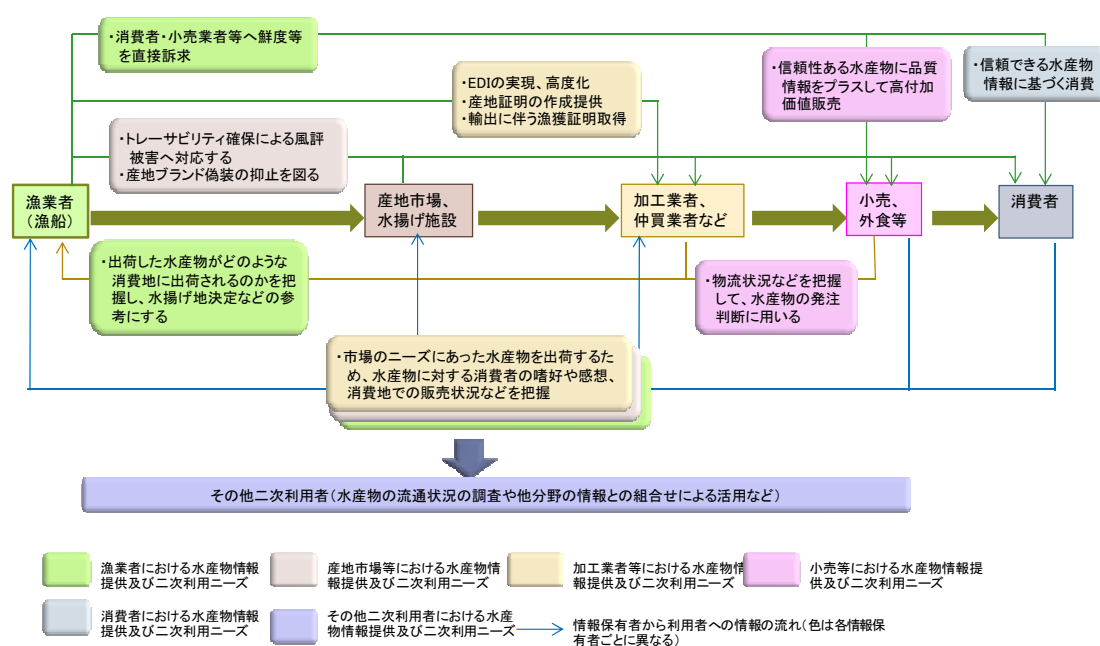
（１）水産物情報等のニーズを通じた連携促進

図表 4 は水産物情報等の情報保有者が情報を提供する際のニーズと、二次利用による情報利用者におけるニーズの関係を示したものである。

例えば、漁業者が提供する水産物の情報や漁業者の取扱の情報は、流通事業者を経て、消費者に伝達される。その際、漁業者から情報を受け取った事業者は、消費者に対して提供する水産物が安全で安心であることを示したり、あるいは産地偽装がないこと等を示す目的で二次利用により情報の利用ができる。

同時に、漁業者は単に食品の安全性等をアピールする目的だけではなく、水産物としての良さ（鮮度の良さ、品質の良さ）等をアピールする目的で情報を消費者に向けて発信する。この情報を、情報サービスを通じて受け取った消費者は、安全性に加えて、商品の良さも確認して、その水産物を購入することができる。あるいは販売店が消費者に二次利用による情報提供を通じて魅力を示して、購入を促すことができる。

図表 4 水産物情報等の提供者及び二次利用による情報利用者のニーズの関係



また購入した水産物に対する消費者の感想等を、流通事業者や加工事業者、さらには産地市場で受け取ることにより、消費者のニーズに即した商品やサービスの提供を促すことができ、さらに消費者の購入を促すことにもつながりうる。

このように、ある情報提供を、一つの目的ではなく、複数の提供目的と連携しながら提供し、二次利用による情報利用者の複数の情報のニーズを満たす等、水産物の事業者間や事業者と消費者の間の情報連携を強めることが期待される。それにより、情報の連携を進め、相互の信頼関係の醸成を促進し、消費の拡大（ひいては市場の拡大）を促すことが期待される。

水産物情報等の連携を進めるためには、情報保有者による情報提供を促すことが不可欠であり、そのためには、情報提供者におけるインセンティブやモチベーションを高めることが重要である。水産物情報等を保有する事業者においては、保有する情報を提供するための動機が明確になっておらず、このことが情報の提供を阻害することにもつながっている。

- ・ 保有する情報をなぜ提供する必要があるのか
- ・ 提供することでどのようなメリットがあるのか
- ・ どのように提供することにより、不測の損害を受けないで済むのか

について、明確でない場合には、情報の提供がなされない、あるいは限定的な範囲にとどまる可能性がある。そこで、情報の提供を促す際には、このような点をできるだけわかりやすくする等に留意することが求められる。

また例えば、産物には漁で獲れるものがあり、「いい漁場」の情報は、生産者におけるノウハウに近いものも含まれる。市況情報を効率よく収集することが、流通事業者ノウハウである場合もある。このような情報等については、提供を受けた場合でも提供者の不利にならないように留意する必要がある（例えば二次利用によるサービス範囲を秘密にする等）。

(2) 水産物情報等のサービス連携

水産物情報等の二次利用を行う際に、情報サービス事業者がマッシュアップ（Mash up）という形で、情報サービス利用者に対してサービス提供を行うケースがある。これは、複数のデータやコンテンツ、Web上のサービスを組み合わせて、あたかも一つのサービス等のように見せるサービスを言う（具体的なイメージは巻末【参考4】を参照）。

水産物情報等においても、情報の提供と二次利用が進むにつれて、このようなマッシュアップによるサービスの登場が期待される。これにより、新たな水産物情報等の活用方法が創出され、さらなる水産物情報等の提供や利用の促進につながることが期待される。

(3) 標準的なデータ提供・交換方法を用いることによる連携促進

多様な水産物情報等の提供・二次利用を促進する観点から見ると、標準的なデータの提供方法や交換方法を用いることで、データを利用する際等における手間が軽減され、一層促進が期待される。

標準的なデータの提供や交換方法を行う場合に、それぞれのデータが機械可読の形で提供されることが望ましい。また共通APIを利用すること²で、提供された情報の活用が容易となり、情報サービス事業者を通じた二次利用を、一層促すことにつながる。

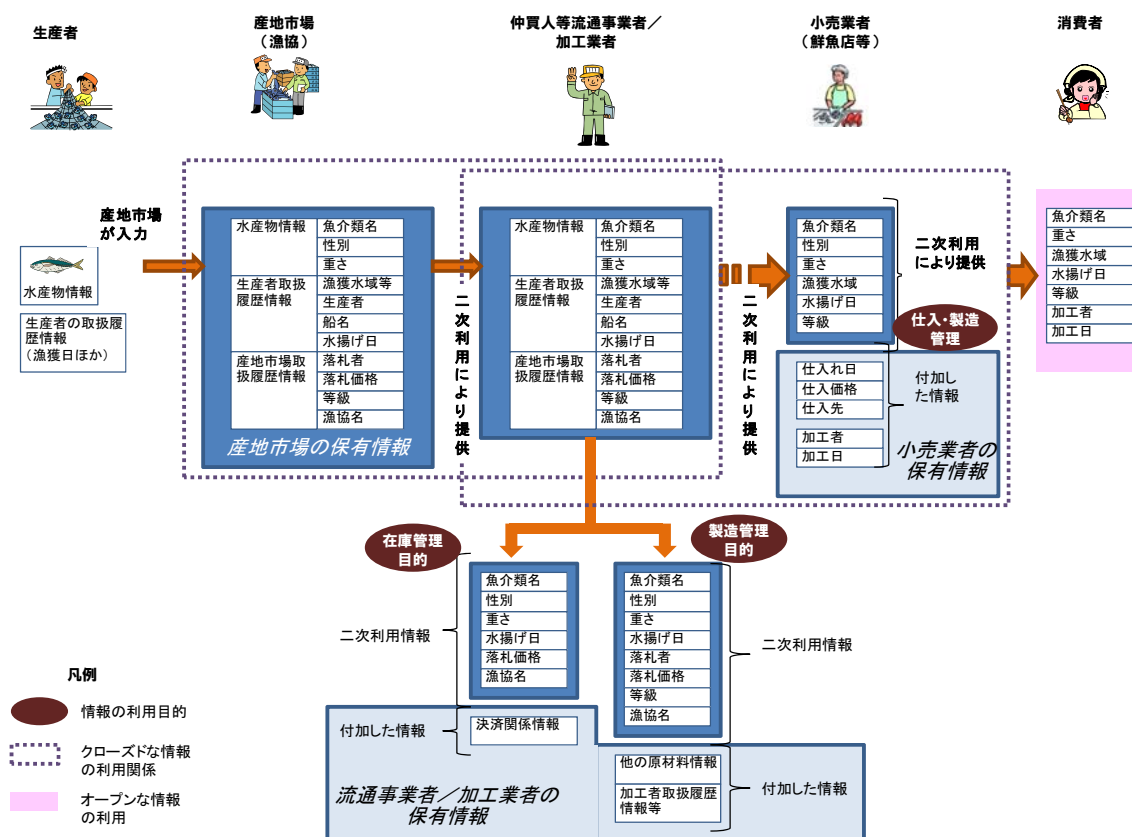
2.2 水産物情報等の提供及び二次利用のパターン

(1) 水産物情報等の二次利用の利用形態からみたパターン

水産物情報等の二次利用における情報サービス利用者の利用を具体的にみると、いくつかのパターンに分けられる。

まず水産物情報等の利用形態として、クローズドな形での利用と、オープンな形での利用がある。水産物情報等には、事業者における取引情報等の「企業秘密」のように、通常は第三者には公開しない情報も含まれている。他方、消費者への食の安全・安心を図る要請から、開示が義務付けられている情報も含まれている。具体的には、以下のような場面が想定できる（図表 5）。

図表 5 利用場面ごとの産地市場情報の二次利用のイメージ



² 共通 API とは、データの相互運用性を確保するための共通のデータ形式や通信規約を言う。

例えば、産地市場から流通事業者等や小売業者等に対して情報が提供されるケースを想定する。この場合、情報の一部は産地市場から、そのまま加工されないで提供された情報であることがある。

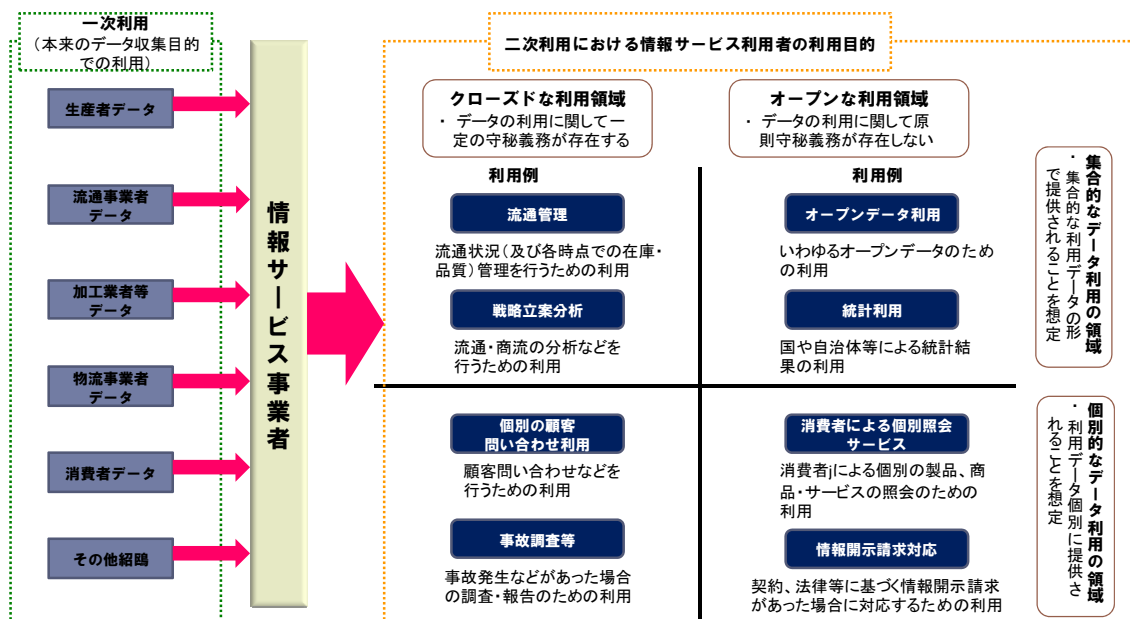
小売業者は消費者に対して、販売する水産物の内容を表示する目的で保有する情報を、二次利用により提供する。この場合、購入しようとする消費者全てに提供されるため、オープン(第三者に対して公開可能)な情報の提供となる。消費者に対しては、表示することが制度等で求められている情報等、オープンにすることが差し支えない情報等が、二次利用により提供される。

このように、水産物情報等の場合には、提供者間の関係や二次利用における利用者の目的等によって、クローズドにすることを前提として提供されたり、あるいは公開にされることが前提として提供されたりするという特徴を有する。広く水産物情報の利活用を促進し、社会的な便益を増大させる観点からみると、クローズドに提供されるデータについても、提供者の理解を促して、オープンデータ化を進めることも求められる。

また提供された情報の提供形態が、個別に提供される場合と集合的に提供される場合で、二次利用における情報利用者の利用パターンが異なる。例えば個別取引の照会のように、個別の情報が利用される場合と、個別取引データを集積して、事業分析に活用する等、情報を全体として利用するケースがある。水産物情報等は、本来は個別の取引の用途で発生することが多い。しかしこれらを集積させて利用することで、より高度に活用することが可能となる。集合的なデータの形での利用を想定した場合には、提供方法・当事者間の合意等が異なることがある。

このように、水産物情報等については、オープンな利用の場合とクローズドな利用の場合、及び集合的なデータ利用の場合と個別的なデータ利用の場合とで異なるパターンに分類し、その特徴を踏まえた留意点等を整理する(図表 6)。

図表 6 水産物情報等の二次利用における利用形態等によるパターン



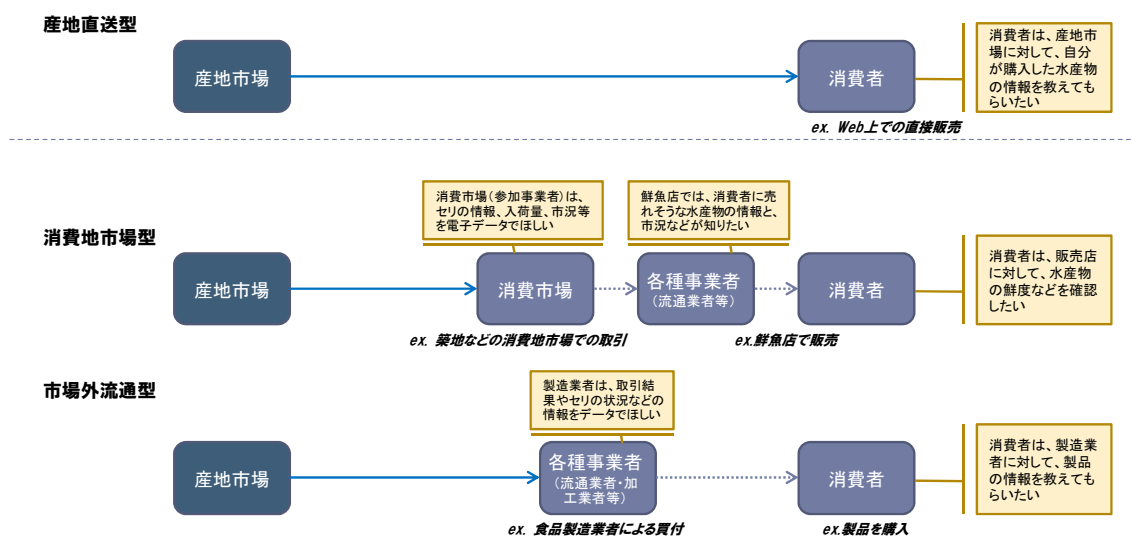
(2) 取引形態の特性からみたパターン

水産物情報等の特徴として、情報が取引の流れに応じて発生し、あるいは利用されていることが挙げられる。それぞれの場面で発生する水産物情報等に対するニーズは、水産物の取引に関わる者や消費者等によって異なる。特に消費者と、水産物の流通や加工に携わる事業者では、情報のニーズが異なる。

また水産物情報等に対するニーズは、取引の段階や、取引形態によって、具体的内容は異なる。そこで水産物情報等のニーズを整理する際には、取引形態のパターンで整理することが重要である。なぜなら、取引形態によって、情報の利用者が求める情報の内容や相手先が異なるからである(図表 7)。

水産物の取引の場合、多くは産地市場から消費地市場を経る「消費地市場型」の取引形態であるが、これ以外にも、流通事業者や加工業者等が直接、産地市場と取引して水産物を調達する「市場外流通型」の取引も増えている。さらにインターネットの利用の普及もあって、産地市場から直接消費者に水産物を販売する「産地直送型」の取引も増えている。

図表 7 取引形態別の水産物情報等に対するニーズ



産地直送型の場合には、産地市場で水産物を提供する者の意見や水産物に関する情報が重要となる。

消費地市場型の取引では、消費者にとっては、鮮魚店等の販売店から直接水産物を購入することになるため、販売店から、鮮度等の情報の提供を受けることになる。この場合には、販売店における水産物等の情報が重要となる。

市場外流通型の取引では、消費者にとっては、最終加工者や製造者、最終の販売店等から得られる水産物情報等が、購入に際して重要となる。

また水産物自体の情報についても、消費地市場型の場合には、大量の水産物が、いくつかの流通段階を経て消費者の下に届くため、そもそも提供される魚介類の種類も、産地市場で「地産地消」されるものは除かれ、ある程度限定される。取引対象となる個々の水産物の詳細な情報も、産地市場から消費者まで届きにくい。

産地直送型の場合には、産地で個々の消費者との取引の対象として水産物を特定され、それが消費者に届けられるため、取引対象となる個々の水産物の詳細な情報（例えば漁獲方法や漁業者等）を消費者に提供することも可能となる。

同様に加工事業者等においても、加工や製造の原材料を産地市場で直接調達する場合と、消費地市場で調達する場合では、収集できる情報内容にも差があり、それに応じて消費者に対する商品開発につながりうる（加工品において、産地を限定した原材料であること等をアピールする等）。

このように情報提供のメリットや二次利用における具体的なニーズを検討する際に、取引形態の違いに着目することが重要となる。

2.3 水産物情報等の法律上の対応

水産物情報等を取り扱う場合に、法律上の対応についても留意する必要がある。法律上の対応として、

- 食品表示に対する対応
- 著作権法等の知的財産法上の取り扱い
- 情報を二次利用する際の情報保有者と、情報サービス事業者や情報サービス利用者との間での利用規約での対応

等がある。このうちここでは、全ての情報提供者及び二次利用者について関係する、利用規約での対応について説明する（食品表示に関する対応については第Ⅱ部 2.2、第Ⅲ部 2.3 参照。知的財産権法上の対応については巻末【参考 6】参照）。

水産物情報等の利用規約は、情報の提供者と情報サービス利用者の間で利用規約等、契約を取り交わすことによって、当事者を拘束する形で、水産物情報等の利用条件等を定めることができる³。

利用規約は、取引に付随して情報提供される場合と、情報の提供や情報サービスの提供が主たる目的となる場合では、実際の対応が異なる。

取引に付随して情報提供がなされる場合には、主たる取引における契約、もしくはこれに付随する守秘義務等の中で、提供された情報の取り扱いが定められることがあるほか、提供される情報によっては、利用規約自体を独立して締結する場合もある。但し、情報提供自体が取引の付随的な行為であることから、主たる契約等でも詳細に提供された情報に関する条件等を定めないこともある。この場合には、主たる契約の目的や内容から推し量ることになる（例えば流通事業者の取引であれば、消費者に対して最低限必要な水産物情報を提供することが含まれていると考える等）。

情報の提供や情報サービスの提供が主たる取引等の目的である場合（例えば提供された情報を基に二次利用において情報提供サービスを行う、オープンデータの提供を受ける等）には、利用規約は通常締結される。利用規約の項目は、情報保有者と、情報サービス事業者もしくは情報サービス利用者の間で決めることになるが、提供する側の権利の保護と、利用者側の利便性確保のバランスをとって、内容が調整される。

³ 利用規約等の当事者による契約による保護と著作権法による保護の違いについては、大きく二つの点がある。一つは著作物である場合、第三者が不正な利用をした場合、直接著作権法に基づいて、損害賠償等が請求できる。またこれから不正な利用をしようとしている者に対して、未然にそのような利用を防止するための訴え等ができる。

図表 8 に、利用規約等に盛り込まれる規定の例を示す。

またオープンデータ目的での利用規約の例として、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等が挙げられる⁴。

図表 8 情報の利用に関する利用規約に盛り込まれる項目の例

利用契約において定める項目の例		例
提供情報の利用目的	・ 二次利用の目的	・ 利用目的の限定規定（研究、学術、公益等） ・ 特定の事業目的での利用に関する規定 ・ 利用目的の制限を設けない等の規定
	・ 禁止事項	・ 商用利用での禁止規定 ・ 公序良俗に反する利用の禁止規定 ・ 法令違反となる利用の禁止規定 ・ 不適切な利用を禁止する規定
許諾範囲	・ 二次利用として許諾対象となる情報の範囲	・ 提供された情報全般／一部等の規定
	・ 提供情報の改変の可否	・ 第三者への提供に際しての改変禁止条項等の規定 ・ 私的利用における改変許諾規定
	・ 二次利用に伴う創作物の取り扱い	・ 創作物の頒布条件の規定 ・ 創作物の利用目的の規定
	・ 許諾期間	・ 許諾した情報の利用期間
著作権・知的財産権	・ 著作権の留保規定	・ 著作権自体の留保規定 ・ 第三者への譲渡禁止規定 ・ 著作権法上の許諾対象に関する規定 ・ 著作者表示に関する規定
	・ 企業秘密の取り扱い	・ 企業秘密を含む情報の取り扱いに関する規定
免責条項	・ データ利用に伴う損害の免責	・ 損害賠償の上限規定（主に有償提供の場合） ・ 損害賠償の免責規定（主に無償提供の場合） ・ データに瑕疵があった場合の、提供者の免責規定
その他	・ 個人情報	・ 個人情報の取り扱いに関する規定
	・ 通知義務	・ 利用に際しての通知義務規定
	・ 準拠法／裁判管轄	・ 準拠法規定 ・ 訴訟を行う際の裁判管轄規定
	・ ペナルティ	・ 損害賠償等の規定 ・ 利用停止に係る規定 ・ 情報提供・ 際ビス提供修了に係る規定
	・ 利用後の取り扱い	・ 提供情報の削除義務等の規定

⁴ クリエイティブ・コモンズとは、一定の条件で自己の著作物等の利用を認めるためのライセンス方法等を規定する国際非営利機関で、これにより提案されるライセンス方法がクリエイティブ・コモンズ・ライセンスである（<http://creativecommons.jp/licenses/>）。

第Ⅱ部 情報提供編～水産物情報等の提供に取り組む方々へ～

本編では、水産物情報等を保有する情報保有者が、情報を提供する際のメリットや留意点を紹介する。

1 水産物情報等の保有者における情報提供のメリット

1.1 水産物情報等のオープン／クローズド別に見た情報提供のメリット

情報サービス事業者を通じて提供した情報が、情報サービス利用者においてクローズドな範囲で利用される場合とオープンな範囲で利用される場合（共通編 2.2 参照）とで、提供者のメリットが異なる。

水産物情報等の提供にあたり、情報サービス利用者のクローズドな利用を想定した場合とオープンな利用を想定した場合の違いを、図表 9 に示す。

図表 9 情報サービス利用者のクローズド／オープンな情報利用の仕方による提供者のメリット

情報の提供	提供の特徴	メリット
クローズドな利用を想定した情報提供	・ 情報サービス利用者との間で守秘義務が存在する限定的な範囲での情報提供であることが多い。 ・ 情報サービス利用者は限定される。	・ 情報サービス利用者との間で情報共有することにより、自らの取引における事務の効率性や取引の迅速性が確保される。 ・ 同一のデータ形式の情報を共有することにより、取引関係を円滑に行うことができる。 ・ 情報サービス利用者である取引の相手方等に対するサービスの向上に資する。 ・ 消費者が生産者等に情報提供する場合には、自分に紐づけたサービス提供を受けることが可能となる。 ・ 情報保有者は、有益な情報を有料のサービスとして、提供する。
オープンな利用を想定した情報提供	・ 情報サービス利用者との間に守秘義務はなく、情報を提供した情報保有者との間での利用規約に基づいて、情報の利用を行う。 ・ 提供及び利用の対象となる情報は、特定の取引に関係するものに限定されない。	・ 事業者においては、製品や商品の情報をオープンに提供することで、消費者等に対してその良さをアピールすることにつながる。 ・ 事業者や団体が水産物の情報等を提供することを通じて、組織の活動に対する理解を広く理解してもらうことができる。 ・ 有償としたい情報の一部を試用として、オープンに提供することで、有料情報等のサービスへ促すことができる。

1.2 取引形態別に見た情報提供のメリット

共通編 2.2 で見たように、水産物情報等の利用ニーズは、取引形態の特徴によって異なってくる。例えば同じ消費者の利用ニーズであっても、産地直送型の場合と、消費地市場型の場合では、情報を求める先も内容も変わってくる。これを情報の提供者の観点からみると、同様に取引形態の特徴によって、水産物情報等を提供するメリットが異なってくる。

水産物情報等の提供にあたり、各情報保有者における取引形態別の水産物情報等の提供メリットを図表 10 に示す。

図表 10 各情報保有者における取引形態別の水産物情報等の提供メリットの例

情報保有者別のメリット		備考
産地市場	【共通】 ブランド性のあるものに対して、個々の水産物に紐づけて産地情報を提供することで、産地偽装等に対応するほか、水産物の差別化を図ることができる。	—
	【産地直送型】 - 消費者に対して、産地における水産物の情報を提供することにより、鮮度等の水産物の差別化を図る情報を提供することで、付加価値を向上させることができる。 - 消費者に対して、産地でしか流通しない水産物（少量品種等）の情報を提供することにより、より広いエリアの消費者への販路を開拓することができる。 - 消費者の水産物に対するニーズを吸収しやすくなり、水産物の消費を促す。消費者に対して個々の水産物の食べ方等を提供することにより、対面販売を行う情報提供と同様のコミュニケーションを行い、顧客のリピート化等を図ることができる。	本ガイド巻末【参考1】「実証実験事例」参照
	【消費地市場型】 【市場外流通型】 - 流通事業者等の水産物の落札者に産地市場から取引情報等を提供することにより、取引の相手方へのサービス向上を図る - 生産者（漁業者）に落札結果の伝票等を、電子データで提供することにより、漁業者の情報管理に資する。	本ガイド巻末【参考1】「気仙沼漁協における取組」参照。
流通事業者等	【消費地市場型】 【市場外流通型】 - 消費者に対して、仕入れた水産物の情報（特に鮮度）の情報を提供することにより、他の業者との商品や製品の差別化を図ることができる。 - 消費者に対して、ブランド性の高い水産物の情報を提供することにより、自分が販売し、あるいは加工・製造する商品の付加価値を向上することができる。 - 消費者に対して、料理のレシピ情報等を販売する水産物情報と併せて提供することにより、需要を喚起することができる。 - 取引の相手先に対して、取引履歴や市況の情報等を提供することにより、取引条件等の交渉に資することができる。	流通事業者や加工業者等には、料理のレシピ等をHPに掲載する例がある。

情報保有者別のメリット		備考
消費者	• 購入したい水産物のニーズを、販売する相手方（直販元、鮮魚店等）に対して提供することで、自分が購入したいものに関する助言を得たり、食事のメニュー情報等を得ることができる。 • 水産物に対する具体的なニーズを、加工販売する相手方（直販元、鮮魚店等）に対して提供することで、その結果を反映した形で加工してもらうことができる。 • 調理に関する情報を、消費者同士で共有することで、コミュニティの形成を図ることができる。	• 消費者同士が料理結果等を提供し合うような交流サイトもある。
その他の情報提供者	• 水産物情報に関連する情報提供により、生産者や流通事業者に対して情報提供サービスを行うことができる。	• 例えば海況図等の情報

2 水産物情報等の提供における留意点

水産物情報等の提供における留意点を、いくつかの観点から整理する。

2.1 情報の提供範囲（クローズド／オープン）による留意点

共通編 2.2 で見たように、提供する水産物情報等が、二次利用における情報サービス利用者によってクローズドな形で利用されることを想定している場合と、オープンな形で利用されることを想定した場合では、二次利用により、情報サービス利用者に対して提供された情報についての法律上の保護の内容が異なる可能性がある。そこで、このような前提を踏まえて、情報サービス利用者における情報の提供範囲（クローズド／オープン）の違いに応じた対応をすることが必要となる。その際の留意点を整理すると、図表 11 のような点が挙げられる（なお利用規約の項目については、共通編 2.3 参照）。

図表 11 情報サービス利用者における情報の利用範囲（クローズド／オープン）の違いに応じた提供上の留意点

利用形態	特徴	留意点
クローズドな利用	・二次利用による情報活用の前提として、情報保有者と情報サービス利用者間で直接、取引契約や法令等に基づいて、情報が相手方に提供されることが想定される。 ・二次利用により提供した情報について、情報サービス利用者における利用範囲や利用用途、管理方法等は、当事者間で締結した取引における基本契約や守秘義務契約の内容、あるいは取引自体の目的等に依存する。 ・但し二次利用により提供した情報の利用方法等は、情報保有者と情報サービス利用者間での取引契約等では、必ずしも明確ではないことが多い。 ・なお二次利用により提供した情報を基に、新たに情報サービス等を行う、情報サービス事業者との間では、提供情報に関する利用規約等を定めるのが通常である。	・情報保有者と情報サービス利用者間で可能な限り、利用規約等の内容を明確にすることが求められる。 ・二次利用により提供した情報を基に、情報サービス利用者が第三者に対してサービス提供を行う場合には、必ず情報保有者と情報サービス利用者間で提供情報についての利用範囲等の取り決めを行う必要がある。 ・二次利用により提供した情報等について、利用を許諾する期間等がある場合には、それらについても明確にする必要がある。 【集合的なデータの形で提供を行った場合の追加的な留意点】 ・情報が二次利用において、集合的なデータの形で提供された場合には、情報サービス利用者は、自らデータベースとして利用することが多い。この場合、提供された情報を、情報サービス利用者が多目的用途での利用を想定することも多く、これにより不測のトラブルが生じることもある。従って、情報保有者と情報サービス利用者間で、データの利用目的等をできるだけ特定することが求められる。

オープンな利用	- 提供される水産物情報等が、著作物であるか、単なるデータであるかどうかを問わず、二次利用における情報の提供に際して、情報保有者と情報サービス利用者間で利用規約を締結することが一般的である（利用規約の合意自体は情報サービス事業者が提供するサービスを通じて行われることが多い）。 - 但し二次利用による情報提供に関する利用規約を取り交わした場合でも、これに違反した場合の拘束力は比較的弱い（情報サービス利用者が不特定多数であることから、禁止措置の効果が小さい）。 - 単純データ等の場合、オープンにすることにより、利用規約でしか保護されにくいケースがある。	- 二次利用において、単純なデータをオープンな形で提供する場合、利用規約でしか保護しえないことがあるので、利用の制限をかけたい条件等については、利用規約において明示する必要がある。 - 二次利用において無償でのデータ利用が可能であるとする内容で利用の許諾を行った場合、提供情報が著作権の対象となる場合でも、著作権を放棄したものと間違えられる場合がある。従って、利用規約等において著作権が帰属する旨を明示することで、トラブルを未然に回避できる。 - 企業における秘密に該当する情報、あるいはこれにつながりうるような情報（例えば集計等を施すことにより、特定企業の取引内容がわかるようなもの）が二次利用により提供されないように留意する必要がある。 【集合的なデータの形で提供を行った場合の追加的な留意点】 - 情報サービス事業者がデータベースとして情報提供する場合、個別のデータを、例えばプログラムを利用したデータ自動収集により、想定しない形で、情報の複製がなされてしまう場合がある。利用規約で、利用方法を定めるほか、このような形でのデータ収集がなされないようなセキュリティ対策を施した形でサービス提供を行うよう、情報サービス事業者に求める必要がある。
---------	---	--

2.2 情報の相手先による留意点

水産物情報等の提供にあたって、二次利用による情報の提供先（情報サービス利用者）によって留意する場合が生じる。具体的には、二次利用により消費者に対して食品に付随する情報として提供される（または情報サービス利用者が、さらに消費者に情報提供することを想定している）場合である。

この場合には「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）（及びこれに伴う「生鮮食品品質表示基準」「加工食品品質表示基準」）に基づく表示義務に対応して、情報提供を行う必要がある。情報提供にあたってはこの旨を留意する必要がある（巻末【参考2】参照）。

2.3 提供対象となる水産物情報等の種類による留意点

水産物情報等を提供する場合、提供する水産物情報等の対象によって、提供の範囲に関する条件やデータの提供方法等に留意する場面が生じる。

図表 12 に情報の種類ごとの情報の提供上の留意点を示す。

図表 12 水産物情報等の種類ごとの提供上の留意点

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
生鮮水産物情報		・魚介名 ・重量/サイズ ・雌雄	・通常は生産者（天然）、生産者（養殖）の取扱履歴情報のうちの ・漁獲水域（水揚地）、漁獲（水揚）日時 ・養殖水域（水揚地）、出荷日時 とセットで提供することが必要（「生鮮食品品質表示基準」に準じた対応が求められる）。
加工水産物情報		・原材料魚介名等 ・製品種類・名 ・内容量 ・製造年月日	・通常は加工業者の取扱履歴情報とセットで提供することが求められる。
取扱履歴情報	生産者（天然）の取扱	・漁獲者（船名） ・漁獲水域（水揚地） ・漁獲（水揚）日時 ・漁獲方法	・漁獲者の情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない
	生産者（養殖）の取扱	・養殖者 ・養殖水域（水揚地） ・出荷日時 ・給餌方法	・養殖者の情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない
	取引事業者における取扱	・売主/買主（市場名） ・価格 ・取引量 ・取引期日 ・仕入日 ・出荷日	・取引事業者における取扱履歴情報は、通常は当事者間だけでの提供に限定される。
	加工業者における取扱	・加工者 ・加工場所 ・加工期日 ・加工方法/保管方法	・「加工食品品質表示基準」に準じた内容の情報提供が必要
	配送事業者における取扱	・配送依頼者名等 ・送り先名等 ・受付け（営業所） ・送付伝票番号等 ・配送方法（冷凍等） ・配送期日 ・配送状況	・通常、配送依頼人、受取人以外の者に対する情報提供はなされない（個人情報やプライバシー情報を含むため）。
評価情報	取引事業者による評価情報	・品質等級 ・その他品質情報	・品質や鮮度の評価に関する情報は、評価日時等がわかる形で提供する必要がある（時間の経過により変化しうるため）
	検査情報	・検査機関 ・検査項目 ・検査対象 ・検査日時 ・検査結果	・検査対象におけるロットの単位の設定等が、検査情報の提供目的に則しているか等を確認する
	消費者による評	・食後の感想等	・情報発信を行っている個人が特定されない形で

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
	価情報		(あるいは特定されることの承諾を踏まえて)、提供する必要がある。
画像情報	魚介類の画像情報	・出荷対象の魚介類の写真 ・魚介類のサンプル写真	・提供する画像が、個別取引の対象である水産物の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。 ・消費者に対する提供を目的とする場合には、誤解を生じさせないように留意する必要がある(大きさ、色等)。 ・提供する画像が第三者の撮影のものである場合には、著作権上の処理を行う必要がある。
	水産物の取扱いに関する画像情報	・漁獲風景の写真・動画 ・生産者の写真	・提供する画像が、個別取引の対象である水産物の漁獲等の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。 ・個人が写りこんでいる場合には、写っている個人が特定されないよう処理する、あるいは事前に同意を得る等の対応を行う必要がある。
その他の情報	その他、水産物に関連する情報	・統計情報 ・市況情報 ・レシピ情報	・市況情報を提供する場合や、取引情報等を統計化して提供する場合、統計化されたデータから事業者等が特定されないような形で提供することが求められる。

2.4 トレーサビリティ目的での情報提供における留意点

食品に関する安心・安全のための利用という観点は、消費者にとって大きな関心事であり、これを確保するためにトレーサビリティの取組が進められてきた。また食品のトレーサビリティを行うための様々な条件等については、各種トレーサビリティのガイドラインに基づくことが必要であり(巻末【参考2】参照)、二次利用において情報提供する際も、この点を留意する必要がある。

本ガイドでは、トレーサビリティについては、水産物情報等の活用の目的の一つとして捉えて整理しているが、これを実現するためには、流通や製造、輸送に関わる事業者の情報連携が不可欠である。必ずしもトレーサビリティ目的で整備していない情報も含めて、事業者が情報提供を促すことで、消費者に対する水産物に関する安心・安全情報の提供を促すことが期待される。産地市場や流通事業者、加工事業者、輸送事業者等が保有する水産物情報等を紐づけることにより、トレーサビリティの用途で情報を利用することができる。

特に重要なのは、トレーサビリティを行う際に、一定の識別単位での食品(製品、原料)が追跡できることである。そのため、トレーサビリティ目的で利用されることを想定して、二次利用においては、水産物等に識別するためのID等が付与された形で水産物情報等を提供することが必要となる。

第Ⅲ部 二次利用促進編～水産物情報等の利用者向けサービスに取り組む方々、及び水産物情報等を利用する方々へ

ここでは、水産物情報等の利用者向けサービスに取り組む方々及び水産物情報等を利用する方々が水産物情報等を二次利用する際の、メリットや留意点を紹介する。

1 二次利用における水産物情報等の活用メリット

1.1 二次利用における情報サービス事業者の水産物情報等の活用メリット

水産物情報等の二次利用において、情報サービス事業者におけるメリットの例を以下に示す。

図表 13 水産物情報等の情報サービス事業者の二次利用のメリットの例

情報サービス利用者の二次利用のメリット	備考
・水産物情報等を収集し、データベース化して付加価値のある情報提供サービスができる。 ・水産物情報等やこれに関連する情報をマッシュアップすることで、付加価値のある情報提供サービスができる。	・本ガイド巻末【参考1】「おさかなひろば」参照

1.2 二次利用における情報サービス利用者の水産物情報の活用メリット

水産物情報等の利用ニーズは、取引形態によって異なる。従って二次利用においても、情報サービス利用者が利用するメリットは、各取引形態におけるニーズを反映した形になる。

図表 14 では、水産物情報等の二次利用における情報サービス利用者の主体別のメリットの例を、取引形態に着目して示す。

図表 14 水産物情報等の情報サービス利用者の種類別二次利用のメリットの例

情報サービス利用者の種類別二次利用のメリット		備考
産地市場	【共通】 ・生産者（漁業者）からの入船予定や漁獲量の情報により、事前に水揚げに必要な要員の確保を行うとともに、買受人等を募るために情報提供が行える。	・本ガイド巻末【参考1】「実証実験事例」参照
	【産地直送型】 ・消費者からの感想等の情報により、消費地での需要動向や商品の嗜好性を把握し、これに即した商品の提供が行える。 ・消費者からの情報を活用してコミュニケーションを行うことで、顧客のリピート化等を図ることができる。	—
	【消費地市場型】 【市場外流通型】 ・消費地の販売店からの情報を入手することで、ブランド化等の差別化に必要な検討を行うことができる。	—

情報サービス利用者の種類別二次利用のメリット		備考
流通事業者	【消費地市場型】 【市場外流通型】 - 各産地市場から出荷量やセリ・入札の価格を収集することにより、翌日のセリ・入札への対応方針の検討を行うことができる。 - 産地市場から出荷量の情報を消費地の輸送事業者を提供し、トラックの手配に利用する。 - 産地市場からの取引結果を電子的に入手することで、自社内における市場分析のほか、各種業務（会計、生産管理）で利用することができる。 - 取引した水産物の情報を、生産者や他の流通事業者、加工事業者から入手し、管理することで、消費者からの問い合わせに対応するのに利用することができる。	本ガイド巻末【参考1】「気仙沼漁協における取組」参照
消費者	【産地直送型】 購入した商品の配送状況を、配送事業者から受け取ることで、受け取り準備や他の具材の調達を行うことができる。	—
	【共通】 - 自分が購入する水産物の情報を、生産者、流通事業者、加工業者等から入手することにより、安全な食品を安心して購入することができる。 - 水産物に即したレシピ情報を入手することで、嗜好のバリエーションを広げることができる。	本ガイド巻末【参考1】「実証実験事例」参照

また、水産物情報等を活用する情報サービス等が進展することにより、新たな水産物情報の活用が掘り起こされ、水産物に携わる事業者や消費者の利便性の向上が期待される。現在、我が国でも進められているオープンデータの取り組みにより、共通編 2.1 で紹介した複数のサービスやデータのマッシュアップによるサービス提供の検討が進められている。

2 水産物情報の二次利用における情報サービス事業者の留意点

2.1 情報提供者と情報サービス事業者の契約等における留意点

二次利用においては、情報サービス事業者が情報保有者から情報の提供を受けてサービスを行う。その際、提供を受けた情報の利用に関して、情報保有者との間で、取り決めるを行う必要がある（利用規約の全体的な項目については、共通編 2.3 参照）。

まず、情報サービス事業者は、二次利用に際して、情報保有者との間で情報の管理に関する契約等を行う必要がある。図表 15 に提供を受けた情報の管理に関する取り決め項目の例を示す。

図表 15 情報保有者と情報サービス事業者との間での情報管理等の取り決め項目例

項目	概要・留意事項等
情報管理の範囲	・ 管理対象の情報の範囲
管理方法等	・ 提供された情報の管理機密情報の管理方法（セキュリティ、管理手順ほか）を定める。
管理対象となる期間	・ 提供された情報についての管理期間を定める。 ・ 契約期間中だけではなく、必要に応じて契約終了後の対応についても定める。
管理の対象	・ 提供された情報の管理に際して、守秘義務を負う対象者について定める。 ・ 情報サービス事業者の従業員については、退職後の機密保持を確保するための対応、また協力会社等や外部委託事業者がある場合には、協力会社等に対しても守秘義務が及ぶ旨等を定める。

また情報サービス事業者が、情報保有者から提供された情報を基にして、第三者に対してサービス事業主体として情報サービス提供を行う場合、サービスでの利用における提供情報の利用許諾に関する契約等を情報提供者との間で締結する必要もある。

利用許諾に関して取り決めるべき項目の例として、図表 16 のものが挙げられる。

図表 16 情報サービス事業を行うための利用許諾において情報保有者と情報サービス事業者との間での取り決める項目の例

項目	概要・留意事項等
適用範囲	・ 情報サービスによる情報提供事業を行うに際して必要な利用許諾（例えば利用範囲）の内容について定める。
情報利用料等	・ 利用許諾を行うにあたり、情報保有者と、この情報を基に情報提供サービスを行う事業者間で取り決める情報利用料等についての取り決めるを行う。
利用許諾の利用範囲	・ 利用許諾を行った場合の、利用許諾されたサービスの利用範囲を明確にする。 ・ 例えば国内だけでの利用なのか等、サービス内容により異なることから、その内容を明確にする。
関連知財（商標等）	・ 情報サービスを行う際に必要となる関連知財（著作権、その他）の利用範囲等についての内容を定める。
期間等	・ 利用許諾等を行う期間等を定める。 ・ 合わせて契約期間の終了や解消方法等についても定める。

また共通編 2.1 で紹介したマッシュアップのように、提供されたある情報に対して別の情報を付加する、またはオリジナルの情報を付加して二次利用を図る（もしくはこれを情報サービスとして提供する）場合には、元のデータやコンテンツに加えて、オリジナルの付加価値を、提供する情報やサービスに付加することになる。

また水産物情報等の保有者から、個別の情報（データ）の提供を受け、これを蓄積して、データベースを構築し、サービス提供する場合には、やはり提供データを踏まえてオリジナルの付加価値を加えることになる。

情報サービス事業者がこのような形で、付加価値をつけたサービスとして、情報サービス利用者に対して情報を提供する場合には、オリジナルの情報・データによる価値と、新たに生じた情報・データの価値が不可分一体として提供されることになる。

この場合、オリジナルに発生した付加価値の部分に着目して有償のサービスを提供する場合でも、元のデータの利用に関する規約内容（共通編 2.3 参照）等と、情報サービス提供者が自ら付加した情報等に関する利用規約の内容を、それぞれ相手方と確認し、取り決めを行う必要がある。

2.2 情報サービス事業者等と情報サービス利用者間の取り決めにおける留意点

二次利用においては、情報サービス事業者が情報サービス利用者に対して、各種情報の提供を行うが、情報提供に際して様々な取り決めを行う。具体的には共通編 2.3 に示す利用規約例にある項目について、取り決めを行うほか、有償サービスである場合には、料金等についての取り決めを行う必要がある。

そのほか、情報サービス利用者がサービスを利用するに当たって遵守すべき事項（例えば ID/パスワード等の管理方法）やサービスに関するサポート等に関する事項の取り決めも行う必要がある。

2.3 情報提供の相手先による留意点

情報の提供先が消費者の場合には、食品表示義務対応等、一定の対応をすることの留意が必要である。水産物情報等の提供を受け、これを二次利用として第三者に提供する場合、消費者に対して食品に付随する情報として提供されることを想定している場合には、二次利用者においても、同様の対応が求められる（本ガイド巻末「【参考2】関連する法令、他のガイド及びガイドライン等との関係」参照）。

2.4 水産物情報等・データの種類等に伴う留意点

水産物情報等の二次利用では、情報サービス利用者へのサービスで利用する水産物情報等の項目に応じて、利用の仕方（特に消費者への提供）に関する条件やデータの提供方法等について、情報サービス事業者が留意する場面が生じる。図表 17 にそれぞれの情報の種類ごとの情報の二次利用上の留意点を示す。

図表 17 水産物情報等の種類ごとの二次利用上の留意点

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
生鮮水産物情報		・魚介名 ・重量/サイズ ・雌雄	・通常は生産者（天然）、生産者（養殖）の取扱履歴情報のうちの ・漁獲水域（水揚地）、漁獲（水揚）日時 ・養殖水域（水揚地）、出荷日時 とセットで提供することが必要（「生鮮食品品質表示基準」に則した対応が求められる）。二次利用に際して、第三者に水産物情報を提供する場合も、同様の形での提供が求められる。 ・重量/サイズ等の内容は流通段階における取引での単位に依りて異なる（産地では箱単位、店舗では個体単位での取引等）。二次利用者が情報の利用用途に合わせて、そのまま利用するか、単位を変更して利用するか判断する必要がある。
加工水産物情報		・原材料魚介名等 ・製品種類・名 ・内容量 ・製造年月日	・通常は加工業者の取扱履歴情報とセットで提供することが求められる。二次利用に際して、第三者に水産物情報を提供する場合も、同様の形での提供が求められる。
取扱履歴情報	生産者（天然）の取扱	・漁獲者（船名） ・漁獲水域（水揚地） ・漁獲日時 ・漁獲方法	・漁獲者の情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されないため、二次利用において、第三者に提供する際には、その可否を提供者に、事前に確認する必要がある。
	生産者（養殖）の取扱	・養殖者 ・養殖水域（水揚地） ・出荷日時 ・給餌方法	・養殖者の情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない。二次利用において、第三者に提供する際には、その可否を提供者に、事前に確認する必要がある。
	取引事業者における取扱	・売主/買主（市場名） ・価格 ・取引量 ・取引期日 ・仕入日 ・出荷日	・取引事業者における取扱履歴情報は、通常は当事者間だけでの利用に限定される。二次利用において、第三者に提供する際には、その可否を提供者に、事前に確認する必要がある。
	加工業者における取扱	・加工者 ・加工場所 ・加工期日 ・加工方法/保管方法	・「加工食品品質表示基準」に則した対応が求められる。二次利用に際して、第三者に水産物情報を提供する場合も、同様の形での提供が求められる。
	配送事業者における取扱	・配送依頼者名等 ・送り先名等	・通常、配送依頼人、受取人以外の者に対する情報提供はなされない（個人情報や

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
		• 受付者（営業所） • 送付伝票番号等 • 配送方法 • 配送期日 • 配送状況	プライバシー情報を含むため）。二次利用において、第三者に提供する際には、その可否を提供者に、事前に確認する必要がある。
評価情報	取引事業者による評価情報	• 品質等級 • その他品質情報	• 二次利用において、品質や鮮度の評価に関する情報は、評価日時等がわかる形で提供する必要がある（時間の経過により変化しうるため）
	検査情報	• 検査機関 • 検査項目 • 検査対象 • 検査日時 • 検査結果	—
	消費者による評価情報	• 食後の感想等	• 二次利用を行う際に、情報発信を行っている個人が特定されない形で（あるいは特定されることの承諾を踏まえて）、提供する必要がある。
画像情報	魚介類の画像情報	• 出荷対象の魚介類の写真 • 魚介類のサンプル写真	• 提供する画像が第三者の撮影のものである場合には、著作権上の処理を行う必要がある。 • 情報サービス利用者が利用しやすい、標準的な形式等で提供することが求められる。
	水産物の取扱いに関する画像情報	• 漁獲風景の写真・動画 • 生産者の写真	• 個人が写りこんでいる場合には、写っている個人が特定されないよう処理する、あるいは事前に同意を得る等の対応を行う必要がある。 • 情報サービス利用者が利用しやすい、標準的な形式等で提供することが求められる。
その他の情報	その他、水産物に関連する情報	• 統計情報 • 市況情報 • レシピ情報	• 二次利用において、市況情報を提供する場合や、取引情報等を統計化して提供する場合、統計化されたデータから事業者等が特定されないような形にすることが求められる。

2.5 データコードに関する留意点

情報保有者から提供された情報を二次利用するために講じる必要な対応についても、留意することが求められる。例えば水産物情報の場合には、産地市場における漁協のコードや漁港のコード等が複数存在し、各種データの用途に応じてそれぞれが利用されている。また魚介名のコードも同様である。従って複数の情報保有者からの情報を利用する場合に、効率的に情報を二次利用するためには、コードの変換作業を工夫する必要がある。

また、より効率的な利用を図るために、あらかじめ指定したコードで情報の提供を求める際には、情報の提供者との調整が必要となる。

3 水産物情報等の二次利用における情報サービス利用者における留意点

共通編 2.2 で見たように、二次利用における情報サービス利用者が利用する水産物情報等のカテゴリーや利用形態（クローズドでの利用／オープンでの利用）によって、法律上の保護の内容が異なる。

情報サービス利用者が二次利用において水産物情報等を利用する際にも、このような違いを踏まえながら、必要な対応をすることが必要となる。その際の留意点を整理すると、以下のような点が挙げられる

図表 18 情報の提供範囲（クローズド／オープン）の違いに応じた二次利用上の留意点

利用形態	特徴	留意点
クローズドな利用	・ 情報活用の前提として、取引契約や法令等に基づいて、情報が相手方に提供されることが多い。 ・ 提供した情報の利用範囲や利用用途、管理方法等は、当事者間で締結した取引における基本契約や守秘義務契約の内容、あるいは取引自体の目的等に依存する。 ・ 但し提供した情報の利用方法等は、取引自体の契約では必ずしも明確ではないことが多い。 ・ なお提供した情報を基に、情報サービス等を行う際には、取引契約とは別に利用規約等を定めるのが通常である。	・ 情報保有者と情報サービス利用者間で可能な限り二次利用の範囲等を明確にすることが求められる。 ・ 情報サービス利用者が提供された情報を基に、サービス提供を行ったり、第三者への提供を行う場合には、必ず提供者と、利用範囲等の取り決めを行う必要がある。 ・ 情報保有者から二次利用により情報サービス利用者に提供された情報等によって、利用を許諾する期間等がある場合には、それらについても明確にする必要がある。 ・ 二次利用において情報サービスとして利用する情報が、提供が適法な形であること（あるいは第三者からの提訴等のトラブルが生じた場合の取り決め等）を確認する。 【集合的なデータの形で提供を行った場合の追加的な留意点】 ・ 二次利用において、情報サービス事業者から情報サービス利用者が集合的なデータの形で提供を受ける場合、データベースとして二次利用することが多く、本来の用途以外での活用の可能性がある。提供された目的外での利用を行う場合には、不測のトラブルを防ぐ観点からも、相手方から許諾を受けることが求められる。

利用形態	特徴	留意点
オープンな利用	- 提供される水産物情報等が、著作物であるか、単なるデータであるかどうかを問わず、情報の提供に際して、利用規約を締結することが一般的である。 - 但し情報提供に関する利用規約を取り交わした場合でも、これに違反した場合の拘束力は比較的弱い（提供先が不特定多数であることから、禁止措置の効果が小さい）。 - 単純データ等の場合、オープンにすることにより、利用規約でしか保護されにくいケースがある。	- オープンな形で二次利用する際において、利用許諾等の内容を確認する。 - オープンな利用を目的として、二次利用により情報サービスを利用する場合でも、利用用途や目的、改変の可否等についての制約がある場合があるので、利用規約の確認を行う必要がある。 - オープンでの利用の許諾の場合でも、必ずしも提供者が著作権を放棄したものとは限らない。提供に際しての留保事項を確認する必要がある。 【集合的なデータの形で提供を行った場合の追加的な留意点】 - 二次利用の情報サービスにおいて、情報サービス利用者が集合的なデータの形でデータを利用する場合、情報保有者が想定する目的以外での利用を行うことがある。不測のトラブルを避けるために、情報保有者や情報サービス事業者と利用目的を明確にする必要がある。

参考資料

- 【参考１】水産物情報等の提供及び二次利用の事例
- 【参考２】関連する法令、他のガイド及びガイドライン等との関係
- 【参考３】水産物情報等における一次利用と二次利用
- 【参考４】水産物情報等のマッシュアップでの利用イメージ
- 【参考５】水産物情報の提供及び二次利用の対象となる水産物情報等・データ等
- 【参考６】水産物情報に関する知的財産法上の取り扱い
- 【参考７】水産物情報利用規約例（民間事業者からのオープンでの利用用途での提供がなされた場合の、情報サービス利用者との利用規約例）

【参考１】水産物情報等の提供及び二次利用の事例

既に行われている水産物情報等の提供及び二次利用の優良な事例を参考にすることは、水産物情報等の提供及び二次利用を進めるに際して、提供及び二次利用の目的や関係者のニーズの設定、留意点等を検討するに際して、有効である。

ここでは、以下の優良事例を紹介する。

- H24 年総務省情報流通連携基盤 水産物トレーサビリティ情報における実証実験プロジェクト
- 気仙沼漁協における入札情報の電子化とこれに伴う関連情報の提供例
- おさかなひろば（社団法人漁業情報サービスセンター）における情報の二次利用（提供事例）

【事例1】産地直送型の事例（水産物トレーサビリティ情報における実証実験）			
サービスイメージ	（生産・加工業者）（物流業者）（飲食店・小売店、消費者） 水産物トレーサビリティ・システム 評価情報、消費者等とのコミュニケーション 評価情報 水産物属性情報、安全情報、物流情報、評価情報、付加価値情報、生産・加工業者等とのコミュニケーション ＜生産・加工情報管理＞ ＜物流情報管理＞ ＜評価・付加価値情報管理＞ 情報流通連携基盤共通API 水産物属性情報 安全情報 物流情報 評価情報 付加価値情報 生産・加工業者 物流業者 飲食店・小売店 オープンデータ 天然物 養殖物 水産加工物 消費者		
	出所：H24 年総務省情報流通連携基盤 水産物トレーサビリティ情報における実証実験資料 ・ H24 年度総務省情報流通連携基盤 水産物トレーサビリティ情報における実証実験プロジェクトとして、岩手県久慈市・山田町の産地市場と関東の消費地を結んで、行った実証実験。 ・ 産地市場における加工業者、漁協等から、消費地の販売店（スーパー）や飲食店に出荷、及び一般消費者に対して直接販売（産地直送）する際に、固有のタグを水産物に添付して、個別の水産物に紐付けた情報提供等を行うことの効果等について、実証実験により検証した。 ・ 出荷された水産物に添付されたタグに表示されている QR コードを通じて、販売店等で水産物の情報を入手したり、Twitter や Facebook 等の SNS を通じて水産物に関するレシピや各種情報を入手する等、産地市場と消費地での固有の水産物情報を通じての連携の効果を確認した。		
提供・二次利用のメリット	提供側	・ 産地市場では、消費地に対して直接販売する際に、個別の出荷した商品に応じた情報提供ができた。 ・ 産地市場では SNS を通じた情報交流により、離れた消費地の消費者等とのコミュニケーションが強化された。 ・ 消費者は、購入した商品の感想等を提供することで、産地市場からよりおいしい食べ方等の情報を入手できた	
	二次利用者	・ 産地市場では、消費地における消費者等の反応が確認できた。また産地では気づかない要望が入手できた。 ・ 実証実験に参加しているクックパッドを通じて、レシピ情報を入手するほか、コミュニケーションを図る機会を得た。 ・ 消費地でも円滑に個別の水産物情報を入手することができた。	
情報の提供形態	取引形態	・ 取引に関する情報はクローズド ・ 消費地での水産物の情報や消費者の感想等はオープン ・ 産地直送型	

【事例 2】消費地市場流通／市場外流通（気仙沼漁協における事例）			
サービスイメージ	気仙沼における事例(マグロ) 産地市場で現物を買受人が評価 入札対象となるマグロの番号 買受人が番号ごとの入札額を手書き記入 Before 入札伝票 1 入札額 10 買受人名 入札箱 投入 開札 長時間かけて結果判明 入札結果の表示 1 ○○水産 ××円 2 ▲▲水産 ××円 入札結果の入力 手作業による集計 各種伝票等を個別に作成 After OCR用入札シート 重さ **g 入札額 入札対象となるマグロの番号 個々のマグロの情報は予めハンディ等により、漁協で入力 買受人が番号ごとの入札額を手書き記入 投入 入札箱 開札 数分間で結果判明 シート自動読み取り 電光掲示板での自動表示 自動集計 入札結果の表示 1 ○○水産 **円 2 ▲▲水産 **円 オープンなデータ利用領域 1 ○○水産 **円 各社のセリ結果の電子配信 (PDF、CSV) ○水産 請求書計 *****円 買受人に対する請求伝票の自動作成 クローズドなデータ利用領域 ■丸宛 売上金計 *****円 生産者に対する売上伝票の自動作成		
	・ 気仙沼漁協では、以前は入札業務を手書きの入札を基に実施していた。入札額を職員が手作業で集計し、その結果を黒板上の表に記入して発表していた。 ・ 平成 16 年より入札シートを OCR 対応のものにし、入札に参加する買受人は OCR 用紙に入札額を記入して入札を行う形とした。その結果、OCR により入札額を自動集計し、即時に結果をモニターにより発表する方式とした。また集計結果データは、生産者及び買受人ごとに集計し、それぞれの伝票の作成に使用する。 ・ 平成 25 年より、各社（買受人）ごとの入札結果や伝票を、CSV 及び PDF で希望する各社に提供するサービスを開始した（年間 6,000 円）。各社は漁協の HP の所定のページよりログインして、自社のデータを入手できる。		
	提供・二次利用のメリット	提供側	・ 従来、印刷して渡していた情報を、電子的に提供することにより、印刷に係る手間等が不要となった。 ・ 従来、無料で提供していた情報を、電子的に提供することで、有料のサービスとすることができた。
		二次利用者	・ 従来は、紙で情報を入力していたため、データとして利用するためには、再度入力する手間を要した。また入力データには、誤りが生じる可能性があった。電子データとして提供を受けることで、直接自社のシステムに入力したり、あるいは履歴情報を蓄積して、市況等の傾向分析に供したりできるようになった。 ・ 東日本大震災以後、買受人の事務所等は内陸に移転したため、伝票を取りに行くのに移動の負担が増加したが、電子的な提供によりこれが不要となった。
その他メリット		・ 漁協では、入札の電子化により、入札データを直接、伝票の作成等本来の目的以外の利用に利用できるようになり、作成の負担が大きく軽減した。 ・ 入札終了の時間が早くなったことから、買受人は、早い時間により遠くの消費地市場に出荷できるようになった。	
情報の提供形態		・ 入札結果自体はオープン ・ 各社個別の入札結果等はクローズド	取引形態 ・ 消費地市場型／市場外流通型

サービスイ
メージ

本日の水揚げ情報(水産庁/水産物流通情報発信・分析委託事業)

[illegible]

- ・社団法人漁業情報サービスセンターでは、従来から市況情報の提供を行ってきた。水産業界の活性化の観点から、浜と消費地等の間で情報共有して利用できるようにするため、「おさかなひろば」を開設した。
- ・「おさかなひろば」では以下の水産物に関する情報が提供されている（有償、会員登録が必要。）

日次更新データ	産地市場（水揚げ高、平均価格、魚組成） 産地市場銘柄別（現在はいか・たこ類のみ） 消費地市場（魚種別・入荷量、入荷先、平均価格ほか）
月次更新データ	産地市場、産地市場銘柄別、産地全市場、消費地市場、量販店調査、海況図、漁場図ほか

- ## 二次利用の メリット

- 各漁港の情報を、集散的に提供することにより、市況を比較できるデータとして利用できるサービスを提供できる。
- サイトの利用者は、データをダウンロードして加工することができ、その創意工夫に任せて活用できる環境を整備している。

情報の提供
形態

- Web 上で提供している情報は基本的にはオープン。但し利用規約あり。

取引形態

- ・消費地市場型

その他の水産物情報等の提供及び二次利用の事例

水産物情報等については、いくつかの情報が提供されている。ここでは、以下のものを紹介する。

水産物情報等の提供事例（二次利用による提供含む）

カテゴリー	サイト	提供情報概要
水産物関係の統計一般	農林水産省統計情報のページ http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kensaku/bunya6.html	水産庁が提供する水産物・水産業に関する各種統計
資源管理に関する情報	資源管理の部屋 http://www.ifa.maff.go.jp/j/suisin/index.html	水産庁が提供する資源管理情報、TAC 情報等へのリンク
水産物関連情報の例	リアルタイム海洋情報収集システム http://nrifs.fra.affrc.go.jp/lime/kaiyo_joho.html	水産総合研究センターが提供する海洋情報（各水域における水温データ（1 時間/10 分単位））
	海況予測システム(FRA-ROMS) http://fm.dc.affrc.go.jp/fra-roms/index.html	水産総合研究センターが提供する 2 カ月先までの海況の予測データ
	水生生物情報データベース http://aquadb.fra.affrc.go.jp/~aquadb/	水産総合研究センターが提供する海洋生物の情報（和名、学名、別名、写真等）
県による情報提供例	ふくしま新発売～モニタリング情報 http://www.new-fukushima.jp/monitoring/	福島県内の各水産物等（産物ほか含む）における放射線物質に関する情報のデータベース

【参考2】関連する法令、他のガイド及びガイドライン等との関係

水産物情報等の提供及び二次利用に関連する法制度及びガイドラインとして以下のものがある。

① 水産物に関する関連する法令、他のガイド及びガイドライン

水産物に関する、水産物情報等の提供及び二次利用に関連する法制度及びガイドラインとして以下のものがある⁵。

- ・ 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）（平成15年8月29日付け食安発第0829001号別添）
- ・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
- ・ 生鮮食品品質表示基準
- ・ 水産物品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第516号）
- ・ 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）

水産物情報に関するガイドラインのうち、トレーサビリティに関するガイドライン等については、以下のものがある。

- ・ 食品トレーサビリティシステム導入の手引き（「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会、平成19年3月改訂）
- ・ 食品トレーサビリティシステムの要件（第2版）（食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会、平成20年3月）
- ・ 「トレーサビリティ」表示について（食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会、平成19年6月）
- ・ 養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン（養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会、平成18年3月）
- ・ 海苔のトレーサビリティシステム導入の手引き（海苔のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会、平成18年3月）
- ・ 貝類（カキ・ホタテ）のトレーサビリティシステムガイドライン（貝類トレーサビリティガイドライン策定委員会、平成17年3月）
- ・ トレーサビリティ構築に向けた外食産業ガイドライン（社団法人 日本フードサービス協会・社団法人 農協流通研究所、平成16年3月）

② ASP・SaaSに関連する法令、他のガイド及びガイドライン等との関係

⁵ なお食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設する「食品表示法案」が閣議設定され、平成25年通常国会で審議されている。（法案は http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405_houan4.pdf 参照）

ASP・SaaS に関する、水産物情報等の提供及び二次利用に関連する法制度及びガイドラインとして以下のものがある。

- ASP・SaaS 安全対策ガイドライン
- クラウドサービス利用者の保護とコンプライアンス確保のためのガイド ほか

【参考3】水産物情報等における一次利用と二次利用

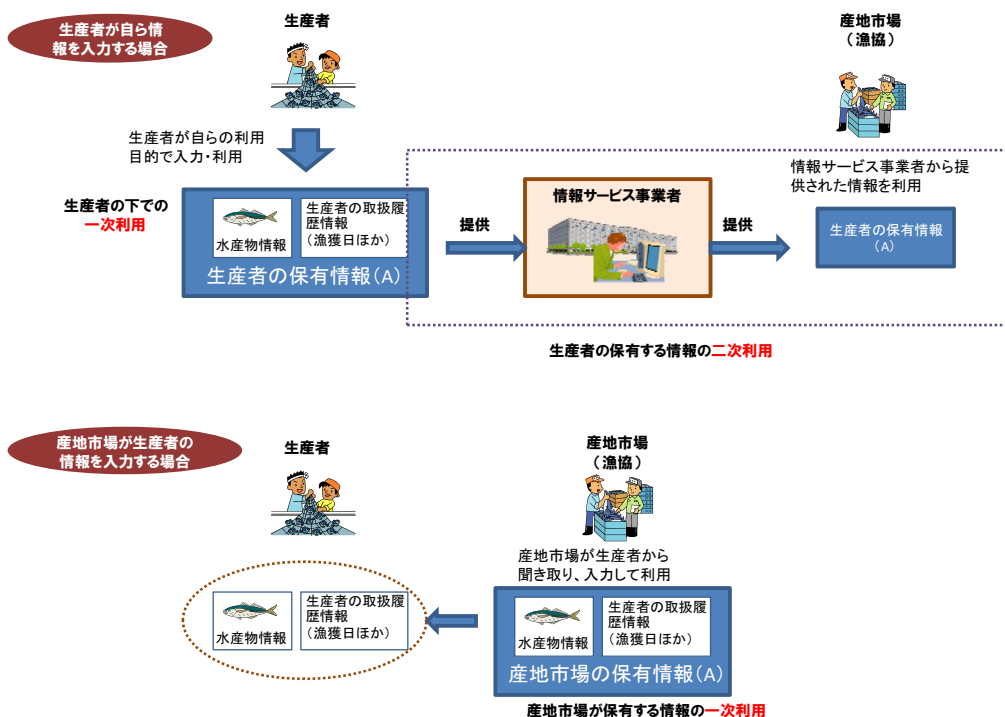
本ガイドでは、水産物情報等の提供と二次利用を対象とするが、水産物情報等を想定すると、具体的には以下のようなケースが挙げられる。

例えば生産者（漁師）が、漁をして水揚げを行った魚介類の情報（水産物情報）や生産者の取扱履歴情報（船名、漁獲日、水揚げ日、漁獲水域、水揚げ地等）を、自らデータを入力して、利用する場合を、「一次利用」という。この場合、例えば生産者が自分でデータを入力するのではなく、例えば情報サービス事業者に代行を依頼して、利用する場合も含まれる。

この情報を情報保有者（この場合には漁師）が、情報サービス事業者提供し、情報サービス事業者が第三者（情報サービス利用者）や情報保有者自身に情報サービスとして提供する場合を、「二次利用」という。例えば、漁師が自分の水揚げした魚のデータを、情報サービス事業者提供し、情報サービス事業者が複数の漁師から同様の情報を入手して、市況情報を作成して情報サービスとして、第三者や自分の情報を提供した漁師本人に提供し、これらの第三者等がこれを活用するようなケースである。

なお、必ずしも漁師自身は漁の結果をデータとして利用しない場合もある。このような場合でも、例えば生産者（漁師）において発生した情報（水産物情報や漁師の取扱履歴）を、産地市場（例えば漁協）が、産地市場での利用の目的で、漁師からの報告を踏まえて、データを入力することがある。この場合には、産地市場が水産物情報等の情報保有者として、一次利用を行うことになる。

水産物情報の一次利用と二次利用の関係



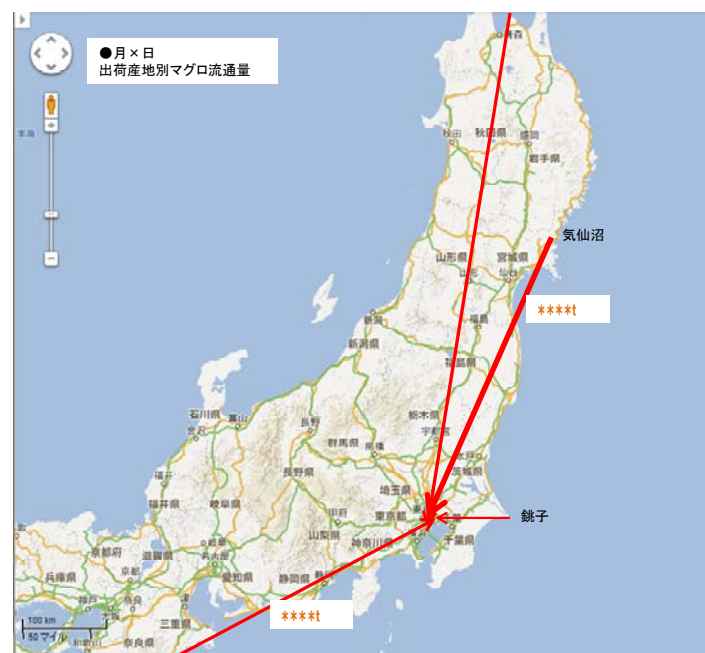
【参考4】水産物情報等のマッシュアップでの利用イメージ

マッシュアップ（Mash up）とは、複数のデータやコンテンツ、Web 上のサービスを組み合わせ、あたかも一つのサービスのように見せるサービスで、特にオープンデータ（公開されているデータ）等を用いて、様々なものが提供されている。

水産物情報等を利用する場合、例えば以下のように地図を表示するサービスに重ねて、出荷量のデータを重ね合わせたサービス等が考えられる。

このように複数にデータ等を組み合わせた結果を、PC だけではなく、スマートフォンやスレート端末（タブレット等）等で利用できるようすることが進められている。

マッシュアップサービスのイメージ（地図データは Google 社サービスを利用）



（地図情報に毎日の産地市場から消費地市場への出荷データをマッシュアップしたサービスのイメージ）

【参考5】水産物情報の提供及び二次利用の対象となる水産物情報等・データ等

水産物情報等の提供及び二次利用等において利用される水産物情報等やデータは、水産物自体の情報のほか、生産者から消費者に至るまでに様々な形で発生する。

本ガイドではこの情報を

- ① 水産物自体の情報（生鮮水産物情報、加工水産物情報）
- ② 水産物生産・流通・加工・輸送・消費に関係する者による行動から発生する情報（取扱履歴情報）
- ③ ②の過程で生じた水産物自体に対する評価の情報（評価情報）
- ④ 上記以外の情報（その他の情報）

等に分けた。

これらの情報のうち、①～③と④では大きく異なる。すなわち①～③は個別の水産物に関連して発生する情報であるのに対して、④の情報は、一般的な水産物等の情報である。

①～③の情報のうち、①の水産物の情報自体は、流通や加工等のプロセスで変化する性格を有している（例えば重さ等は流通において箱単位の重さとなったり、固体単位の重さになる）。

これに対して、②及び③の情報は、取扱履歴や評価ごとに発生する情報であり、一旦発生したら変更はしない（新しい取扱の発生により追加されていく情報）。③の情報は、評価という取扱ごとに発生するものの、水産物に対する評価であることから、水産物の情報とセットになって、水産物の状態、品質、等級、賞味期限等をあらわす情報となる。

これらの情報の概要を下表に整理する。

本ガイドで取り扱う水産物情報等の概要

情報の種類		概要	具体的な内容例
生鮮水産物情報		魚介類等、水産物自体の情報のうち、生鮮水産物の情報	・魚介名 ・重量/サイズ ・雌雄
加工水産物情報		魚介類等、水産物自体の情報のうち、加工水産物の情報	・原材料魚介名等 ・製品種類・名 ・内容量 ・製造年月日
取扱履歴情報	生産者（天然）の取扱	生鮮水産物のうち、天然の水産物の生産者の取扱履歴情報	・漁獲者（船名） ・漁獲水域（水揚地） ・漁獲日時 ・漁獲方法
	生産者（養殖）の取扱	生鮮水産物のうち、養殖の水産物の生産者の取扱履歴情報	・養殖者 ・養殖水域（水揚地） ・出荷日時 ・給餌方法
	取引事業者における取扱	水産物の取引を行う者（事業者）における取扱履歴情報	・売主/買主（市場名） ・価格

情報の種類		概要	具体的な内容例
			- 取引量 - 取引期日 - 仕入日 - 出荷日
	加工業者における取扱	水産物の加工を行う者における取扱履歴情報	- 加工者 - 加工場所 - 加工期日 - 加工方法/保管方法
	配送事業者における取扱	水産物を配送する者における取扱履歴情報	- 配送依頼者名等 - 送り先名等 - 受付者（営業所） - 送付伝票番号等 - 配送方法（冷凍等） - 配送期日 - 配送状況
評価情報	取引事業者による評価情報	取引事業者が取引に用いるために行った水産物の評価情報	- 品質等級 - その他品質情報
	検査情報	行政等が行った検査情報	- 検査機関 - 検査項目 - 検査対象 - 検査日時 - 検査結果
	消費者による評価情報	消費者の感想等の評価情報	食後の感想等
画像情報	魚介類の画像情報	取引の対象となる水産物（加工品含む）の画像（写真、動画等）	- 出荷対象の魚介類の写真 - 魚介類のサンプル写真
	水産物の取扱いに関する画像	水産物の取扱いを行っている生産者、流通事業者、加工業者等の画舫（写真、動画等）	- 漁獲風景の写真・動画 - 生産者の写真
その他の情報	その他、水産物に関連する情報	個々に取引された水産物にまつわる情報ではなく、水産物一般に関する情報	- 統計情報 - 市況情報 - レシビ情報

【参考6】水産物情報に関する知的財産法上の取り扱い

水産物情報等の知的財産権等での取り扱いについて、オープンにする場合とクローズド及び、個別データと集合的データのの違いで以下のような取り扱いの違いがある。

下表は水産物情報等が、どのようなカテゴリーに属するかによって、著作権法等でどのように取り扱われるのかを整理したものである。水産物情報等がコンテンツに該当するような場合には、著作権法で保護の対象となりうる。例えば撮影した漁の風景の写真は、Web 上等で公開した場合でも、著作権法の保護の対象となる。これに対して、単純な事実（データ）については、著作権法では保護されない。但しこの事実が、企業における「秘密」として取り扱われている場合には、「不正競争防止法」等により、一定の保護の対象となりうる。従って、このようなデータの場合には、オープンでの利用か否かは、法律上の保護の範囲に関わってくる。

また事実を集積してデータベースにした場合、一定の要件があれば、著作権法の保護の対象となる。従って単なるデータでも、集合的なデータの形で提供する場合には、著作権法の保護の対象となりうる。但しこの場合でも、一定の要件に該当しない場合には、単純データの場合と同じ取り扱いになる。

図表 19 水産物情報等のカテゴリーと著作権法上の取り扱い

水産物情報等のカテゴリー	例	著作権法上の取り扱い	備考
コンテンツ	思想や感想の創作性のある表現等 (写真、地図、単純なフレーズではない感想等)	保護の対象 (著作権法第10条第1項)	—
ファクトデータ	事実や事件のデータ(取引記録等)	保護の対象ではない	秘密として取り扱われている場合には、「不正競争防止法」等で保護されうる。
データベース(創作性あり)	格納するデータを選択したものであったり、検索キーに創作性がある等のデータベース(タウンページ)	保護の対象 (著作権法第12条の2)	—
データベース(創作性なし)	システムログ等、発生するデータを網羅的に格納し、検索キー等に創作性がないデータベース	保護の対象ではない	秘密として取り扱われている場合には、「不正競争防止法」等で保護されうる。

【参考7】水産物情報利用規約例（民間事業者（甲）からのオープンでの利用用途での提供がなされた場合の、情報サービス利用者（乙）との利用規約例）

※本例で示す文章や、項目はあくまでも例であり、実際の利用においては、必要に応じて加除・修正の上、利用されたい。

第1条（本データの内容）

本データとは、甲によって提供されている情報に含まれるデータのうち、平成21年度から平成24年度までの水産物流通量に関するデータのことである。

【解説】

利用規約の対象となるデータの範囲、内容等を明確にすることで、許諾の対象を明確にする。

第2条（利用許諾）

甲は乙に対して本データを利用することを許諾する。

【解説】

対象となるデータを許諾する旨を明確にする。

第3条（利用許諾の範囲）

本データに関する知的財産権法上の権利は甲に帰属する。

【解説】

許諾対象となるデータ（データベース等の場合）の知的財産権法上の権利が、提供者に帰属する旨を明確にする。オープンでの利用の場合、対価を取らないこと＝権利として放棄する、と誤解する利用者もいるため、権利を帰属を明らかにする必要がある。

第4条（利用許諾の範囲）

1.乙は、利用を許諾された本データは、甲が許諾する範囲であれば、自由な用途で利用できるものとする。

【解説】

オープンでの提供により不測の状況が発生するのを防ぐため、情報提供者は、利用者の利用用途、目的を明確にする必要がある。本例では、情報サービス利用者が比較的自由に利

用できる例を示した。例えば特定の事業の目的等に限定する、消費者への情報提供目的とする、商用利用を禁止する等、情報を提供する情報保有者の意図や、具体的な場面に応じて、用途や目的を変更して設定する。

2.乙は、甲の許諾がない限り、本データおよびそれを複製したデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。

【解説】

提供したデータを、情報の利用者が無断で第三者に譲渡等を行うと、データを提供した情報保有者と利用者との間の利用規約の効力が、第三者に及ばないことがあり、情報保有者が不測の損害を被る可能性があるため、第三者への提供等について明確にする。

3.乙は、本利用に規約に基づいて、利用を終了する場合、利用終了後から 1 カ月の間に速やかに、消去しなければならない。但し利用期間の延長について、事前に甲から許諾を得ている場合は、この限りではない。

【解説】

利用規約において、利用の終了に関する項目がある場合（例えば提供者の事情によるサービス提供の停止や利用者の違反により利用の終了等）の、提供したデータの削除や取り扱いを明示する。

4.乙は、有償目的で本データを新たなデータベースとして用いてはならない。

【解説】

情報保有者が提供する個別のデータを蓄積したり、あるいは提供されたデータベースを複製することにより、情報保有者におけるデータベースに関する権利等が損なわれることがある。そのため、情報保有者が提供したデータ等を、利用者がデータベース等にするものの可否等を明確にする必要がある。

本例では、有償目的での禁止を示したが、用途によらずデータベース化を禁止する等、情報を提供する情報保有者の意図や、具体的な場面に応じて、用途や目的を変更して設定する。

第5条（利用者の範囲）

本データの利用者の範囲は、乙個人または乙の属する法人・団体等の職員に限定する。

【解説】

利用者の範囲を明確にしないと、例えば利用用途で私的利用への限定や、第三者への譲渡禁止等を規定しても、実質的な効果を得られないことがある。そのため、許諾する利用者の範囲についても明らかにする。

第6条（本データを利用した成果の発表）

1.乙は、本データを利用して得られた成果は、自由に公表をすることができる。

【解説】

情報サービス利用者が、提供されたデータ等を基に成果物等を作成し、これを公表する場合の方法について、明らかにする。例えば著作物の場合等では、加工することで情報保有者の著作人格権等を損なう可能性もあるため（例えばパロディの作成等）、公表を禁止する場合もある。本例では、生活物については、自由に公表できる旨を示したが、例えば公表前に情報保有者に事前通知を求める等、情報を提供する情報保有者の意図や、具体的な場面に応じて、用途や目的を変更して設定する。

2.乙は、本データを利用して得られた成果の公表を行う際には、データの出所として甲の機関名を明記しなければならない。

【解説】

情報サービス利用者が、提供されたデータ等を基に成果物等を作成し、これを公表する場合、データ元を明らかにすることを求めることがある。これにより、公表されたデータ等の帰属先等が明確になり、情報提供者が不測の損害を被らないようにすることができる。

第7条（準拠法・管轄裁判所）

本利用規約は、日本国法に準拠する。また本規約に関する一切の訴訟については、××地方裁判所を管轄裁判所とする。

【解説】

利用規約を締結した当事者間で争いが生じた場合（特に国際間）の、適用される法律や、紛争を処理する管轄裁判所を明らかにする。裁判管轄等を明確することで、遠方での訴訟へ対応しなければならない等、不測の状況が生じることを防ぐ。